はじめに

　大阪府では、これまでも、すべての幼児児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本に、一人ひとりの障がいの状況に応じた教育を進め、その可能性を最大限に伸ばすことを大切に取り組んできました。

国においても、インクルーシブ教育システムの構築をめざし、連続性のある「多様な学びの場」の整備が重要と示されました。これに伴い、平成29年度より、小・中学校における通級による指導担当教員の基礎定数化が図られ、平成30年度からは、高等学校における通級による指導が制度化されました。このような流れの中で、通級による指導にはますます大きな期待が寄せられ、担当する教員の専門性の更なる充実が求められています。

本府では、平成30年度から二年間、文部科学省事業「発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業」を受託し、中学校と高等学校での通級による指導における自立活動に相当する指導について、そのノウハウを蓄積し、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた多様な指導計画や指導方法を研究してきました。本研究をとおして、通級による指導担当教員が専門性を発揮しながら、通常の学級の担任等と連携して組織的な指導を進めるだけでなく、発達障がい等の特性のある生徒が将来の社会的自立に向けて、自己理解を深めながら主体的に考え、取り組むことの重要性を改めて認識しているところです。

　本冊子は、中学校、高等学校の各拠点校において取り組んだ通級による指導の実践をまとめたものです。各学校園における通級指導教室の充実のためにご活用いただければ幸いです。

令和２年３月　大阪府教育庁　教育振興室　支援教育課長